RICOH サイバーセキュリティパック UTMサービス 約款

第1条 （目的）

本約款は、リコージャパン株式会社またはリコージャパン株式会社が認めた販売店(以下、乙とします)がお客様(以下、甲とします)に対して提供するRICOHサイバーセキュリティパックUTMサービス(以下、本サービスといいます。)に関し条件(以下、本条項といいます。)を定めるものとします。甲および乙は、両者の合意に基づき公正な契約を締結し、信義に則り誠実に履行するものとします。

第2条（用語の定義）

本条項において、下記の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　語	用 語 の 意 味
本サービス	「RICOH サイバーセキュリティパック UTM サービス」をいいます。
検収日	本サービスの導入サービスが終了した日をいいます。
関係会社等	乙の親会社、関連会社または乙の選任した第三者をいいます。
料金等	申込書および申込承諾書に記載された本サービス毎にかかる料金および別途乙が定める本サービスの実施に要する費用等をいいます。
データ等	対象機器、必要機器、対象 PC およびその他の甲が保有する機器に記録されたデータ等をいいます。
ID 等	本サービスの実施に必要となる全アカウント情報やパスワードおよび契約IDをいいます。
対象機器	本サービスの対象となる甲が乙から購入した、別紙 2 で定められたネットワーク機器をいいます。
必要機器	対象機器と接続して使用されるルーター、無線 LAN アクセスポイント、プリンター、MFP 等の顧客の機器をいいます。
対象 PC	対象機器と接続して使用されるクライアント PC をいいます。
ネットワーク環境	甲のネットワークおよびインターネットへの接続環境の総称をいいます。
技術調査票兼 導入準備シート	本サービスの対象機器の設定情報が記載される乙所定の書面をいいます。
作業完了報告書	乙が本サービスの作業完了報告を甲へ行うために使用する、乙所定の書式をいいます。

第3条（本サービスの提供条件）

1. 甲は、本サービスを受ける場合に必要機器および対象PCの設置、対象機器への接続を甲の責任と費用負担により行うものとします。
2. 甲の有するインフラ環境および対象PC、環境その他条件が、別途定められたシステム要件に満たない場合には、本サービスの提供ができない場合があります。
3. 乙が甲に対して本サービスを提供するにあたり、甲は次の条件を満たしている必要があります。
   （1） 対象機器がブロードバンド環境によるインターネット接続(以下、本ネットワークといいます。)を常時維持していること。
   （2） 本サービスで提供する月次レポートにおいて、E-Mail にて通知を行います。本サービスに必要な通知サービス、その他本サービスに関わる送信のため、当該連絡および受信できる甲のE-Mail アドレスが存在し、乙に指定していること。

第4条（本サービスの内容）

1　本サービスは、UTMの導入、保守および運用をご提供する商品です。乙が甲に対して提供されるサービスは以下の種類で構成されます。

RICOH サイバーセキュリティパック UTMサービス		
5年一括	スタンダードプラン	サイバーセキュリティパック専用UTM 本体
		導入サービス
		保守サービス
		運用サービス

第5条（申込条件）

1. 本サービスは、乙から対象機器の新品を購入いただいた場合にのみ、申し込むことができるものとします。

第6条（本サービスの契約成立）

1. 甲は、乙が指定する手続に基づいて利用申し込みを行うものとします。
2. 乙は甲の利用申込を承諾した場合、速やかに乙が指定する方法により甲にその旨の通知を行うものとし、当該承諾の通知が発信されたときに、甲乙間において本サービス契約が成立するものとします。
3. 乙は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、利用申込みを承諾しないことがあります。
   （1） 甲が、利用申込みにかかる契約上の義務を怠った場合、またはそのおそれが明らかである場合。
   （2） 甲が、申込に際して虚偽の事実を報告した場合。
   （3） 甲が、本サービス料金の支払いを怠るおそれがある場合。
   （4） 甲について、第38条(反社会的勢力との関係排除等)に違反する事実が判明した場合、またはそのおそれが明らかである場合。
   （5） その他、乙の業務の遂行上著しい支障があると乙が判断した場合。

第7条（本サービスの提供範囲）

別紙１をご参照ください。

第8条（本サービスの提供外）

以下各号に定める作業及びサービスは、本サービスの対象外とし、乙はその実施につき何らその責任を負うものではありません。

1. 対象 PC においては以下のとおりとします。
   （1） 以下の①から③のいずれかに起因する対象 PC の障害または故障
      ① 対象 PC のメーカー指定外の媒体または消耗品等の使用
      ② 対象 PC のメーカーの定める使用環境以外での使用
      ③ 対象 PC のメーカーの保証が適用されない対象 PC の不適正な使用、火災、水害、異常電流、甲による輸送もしくは乙または対象 PC のメーカー従業員(対象 PC のメーカーの委託先従業員を含みます。)以外の者により実施された改造または作業等
   （2） 消耗品および対象 PC のメーカーが別途定める特別保守部品等の提供およびそれらの交換作業
   （3） 対象 PC に記憶されたデータおよび甲の保有するデータのバックアップ作業、並びに当該データが毀損および滅失した場合の修復作業
   （4） 本サービスの完了後における対象 PC の不具合および甲の使用するソフトウェアに生じた不具合に対する復旧作業
   （5） 対象 PC へのコンピュータウイルスの感染および外部からの不正アクセスに対する防御並びにコンピュータウイルス等に起因して対象 PC または甲の使用するソフトウェアに生じた障害の復旧作業
   （6） データベース、プログラムおよびマクロ等の作成、追加および変更並びにこれら関わる支援作業
   （7） 乙により対象 PC の保守部品が入手困難となった場合の対象 PC の修理
   （8） 天災地変、その他の不測の事故若しくは甲の故意、過失または不正使用により生じた対象 PC の障害の復旧作業
   （9） 対象 PC にインストールされた OS 及び甲が使用しているソフトウェアに起因して生じた障害の復旧作業
   （10）前各号の他、乙が本サービスの対象外と認める作業
   （11）本サービスは、対象 PC から提供される各機能の完全な適用を保証するものではありません。

2. 本対象機器においては以下のとおりとします。
   （1） 理由の如何を問わず、別紙1に記載している内容以外の対象機器に生じた障害の復旧作業
   （2） 別紙1に記載している内容以外の問合せサービスの提供
   （3） 前各号のほか乙が本サービスの対象外と判断した作業
   （4） 本サービスは、対象機器から提供される各機能の完全な適用を保証するものではありません。

第9条（対象機器の導入）

導入サービスは、別紙1に規定する内容で提供されるものとします。

第10条　（保守サービス）

1. 保守サービスは、別紙１に規定される内容で提供されるものとします。
2. 障害の切り分けは、障害箇所を特定することを目的とし、障害箇所の部位まで明確に特定することを保証するものではありません。また、障害の切り分けの完了を保証するものではなく、乙は障害原因の完全な解明まで行う義務を負うものではありません。
3. 対象機器の保守対応期間の終了等に基づく対象機器メーカーによる部品供給の打切り、または対象機器メーカーの倒産などの理由により対象機器の保守が困難となった場合、乙は、対象機器の保守実施について何ら責任を負うものではありません。
4. 保守サービスの完了後、対象機器に生じた不具合等について、乙は何ら責任を負うものではありません。

第11条　（保守サービスの提供期間）

1. 保守サービスの提供期間は、次項に定める提供開始日より５年間とします。
2. 保守サービスの提供開始日は、導入サービスにより対象機器の設置が完了した日とします。
3. 保守サービスの提供期間満了日は、第１項に定める提供期間の終了日とします。保守サービスは、保守サービスの提供期間満了日をもって終了するものとします。

第12条　（導入サービスと保守サービスの一括提供）

導入サービスと保守サービスは一括して提供されるサービスであり、いずれか一方のみが提供されることはないものとします。

第13条　（本サービス提供時間）

1. UTM 導入保守
   提供時間は、下記のとおりとします。

5年一括	スタンダード プラン 5年	導入サービス	月～金 9:00～17:00※
		保守サービス	
		運用サービス	

※(但し、土日祝日および年末年始の乙の指定日を除く)

第14条　（本サービス提供地域）

本サービスの提供地域は、日本国内に限定します。

第15条　（本サービス実施者）

乙は、本サービスの実施を乙の社員が行います。

第16条　（乙による本サービスの変更）

乙は、理由の如何を問わず、本サービスの仕様を予告無く変更する場合があります。

第17条　（甲による本サービスの追加・変更）

1. 甲は、本サービスの追加および変更を希望する場合は、その旨を乙に通知し、別途乙が指定する手続に基づいてサービスの追加および変更の依頼を行うものとします。なお、追加および変更された本サービスに関する契約については、第6条（本サービスの契約成立）の規定が適用されるものとします。

第18条　（本サービスの料金等）

1. 甲は、乙指定の利用申込書に記載された本サービスにかかる料金および別途乙が定める本サービスの実施に要する費用等(以下、料金等といいます。)を、乙所定の支払い方法に従って乙に支払うものとします。
2. 甲は、本サービス開始月以降に乙が発行する請求書に定める支払条件により、当該初期費用を乙に支払うものとします。
3. 甲は、料金等を本サービス開始月以降に乙が発行する請求書に定める支払条件により、乙に、一括で支払うものとします。
4. 前項の規定の他、本サービスの実施場所が、乙のサービス要員の所在する場所より片道50km以上の距離で、かつ片道2時間以上かかる地区、および沖縄本島を除く周辺島部である場合、甲は、その都度乙の請求に基づき別途追加料金を負担するものとします。

5. 理由の如何を問わず本サービス契約が効力を失った場合といえども、乙は、甲より一旦支払われた料金等を甲に返金しないものとします。
6. 本サービスの料金等に消費税が賦課される場合、甲は、かかる本サービスの料金等とこれに対する本サービス契約の成立時に有効な税率に基づく消費税相当金額を、併せて乙に支払うものとします。尚、税率の変更があった場合は、当該変更の実施後に甲が乙に支払う対価より変更された消費税を適用するものとします。
7. 甲は、本サービスの料金等を遅延した場合には、支払期日の翌日より代金完済の日まで年14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとします。

第19条　（本サービス申込みのキャンセル解約）

1. 甲は、理由の如何を問わず本サービスの利用申込後、第21条(本サービスの料金等)に基づく料金を支払い前に本サービス申込みをキャンセルすることはできないものとします。但し、第21条3項のとおり支払うことによりキャンセルできるものとします。

第20条　（本サービスの解約）

1. 本サービスの提供期間中の解約及び返金はできません。

第21条　（甲による本サービス契約の解除）

1. 甲は、申込後に本サービス契約を解除できません。前項の規定にかかわらず、契約日から検収日の間に、甲が本サービス契約の解除を希望する場合、甲は乙に対し、契約日から解除希望日までの本サービスの料金相当額（消費税等別）を支払うことにより、本サービス契約を解除できるものとします。乙に生じた損害が本サービスの料金等を超過する場合において、乙は甲に対し、当該超過分について賠償請求することができるものとします。

第22条　（乙による本サービス契約の解除）

1. 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告なしにただちに本サービス契約の全部または一部を解除することができるものとします。
   （1） 本条項に定める債務を履行せず、その他本条項に違反し、相当の期間を定めた催告にかかわらず、なお債務不履行その他の違反行為が是正されない場合。
   （2） 差押、仮差押、仮処分または競売の申立てがあった場合、もしくは公租公課を滞納し督促を受けた場合、あるいは滞納処分により財産の差押を受けた場合。
   （3） 振出、裏書もしくは引受けた手形または小切手が不渡りとなった場合、もしくは手形交換所より銀行取引停止処分を受けた場合。
   （4） 発生させた電子記録債権が支払不能となった場合、または電子記録債権取扱金融機関より取引停止処分を受けた場合。
   （5） 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始を申立てられた場合。
   （6） 定款違反、合併、総会の決議等による解散事由に該当した場合
   （7） 資産・信用状態もしくは事業状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
   （8） 監督行政庁により資格の取消、業務の停止等の行政処分を受けた場合。
   （9） 重大な背信行為があった場合。
   （10）その他本サービス契約を継続し難い重大な事由が発生した場合。
2. 甲は、前項第2号から第8号までのいずれかに該当した場合、ただちに乙に対してその旨を通知するものとします。
3. 甲は、本条第1項各号のいずれかに該当した場合、乙による契約解除の有無にかかわらず、本サービス契約に基づき甲に対して負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、ただちに弁済するものとします。
4. 乙は、第1項の規定に基づき本サービス契約を解除した場合であっても、甲に対して損害賠償を請求することができるものとします。
5. 乙は、契約開始日から検収日の間に、乙による合理的な対応をしたにもかかわらず、検収できないことが判明した場合、本サービス契約を解除できるものとします。

第23条　（本サービスの仕様変更）

乙は、営業上、技術上その他の理由により、本サービスの仕様の全部または一部を変更することができるものとします。

第24条　（本サービスの廃止）

1. 乙は、乙の都合により本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。
2. 前項の規定により本サービスの全部または一部を廃止する場合、乙は、本サービス廃止日の事前に甲に対してその旨を通知するものとします。
3. 本サービスの一部を廃止した場合は、その限度で本サービス契約は終了し、全部を終了した場合は、本サービス契約の全てが終了するものとします。
4. 乙は、本条に基づき本サービスを廃止した場合に甲が被った損害について何ら責任を負うものではありません。

第25条　（本サービスの中止）

1. 乙は、乙の責めに帰すべからざる事由により本サービスの全部または一部の提供を行うことができなくなった場合、本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
2. 乙は、本サービスの全部または一部を中止する場合、甲に対してその旨を通知するものとします。但し、緊急でやむを得ない場合は、乙は事前通知を行わず本サービスを中止することができるものとします。
3. 乙は、本条に基づき本サービスの提供を中止した場合に、甲が被った損害について何ら責任を負うものではありません。

第26条　（本サービスの停止）

1. 乙は、甲が以下各号のいずれかに該当した場合、甲に通知することなく、直ちに本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
   （1） 支払期日が経過しているにもかかわらず本サービスに関連して甲が負担する本サービスの料金等の支払がなされない場合
   （2） 本サービスの申込、及びその他の手続において乙に対して虚偽の事項を通知したことが判明した場合
   （3） 乙の問合せ窓口等へ正当な事由もなく長時間にわたり問合せを行う、又は同様の問合せを繰り返し行うことにより乙の業務に支障をきたした場合
   （4） 乙に対して威嚇による嫌がらせ、恐喝又は脅迫などに当たる行為を行った場合
   （5） 本条項に違反し、その程度が軽微でないと乙が判断した場合
   （6） 明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用した場合
   （7） その他乙が不適切であると判断する作為又は不作為による行為を行った場合
2. 乙は、以下各号のいずれかに該当する場合、甲に対して事前に通知することによって、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。但し、緊急でやむを得ない場合は、乙は事前通知を行わず本サービスを停止することができるものとします。
   （1） 本サービスの提供に必要な設備に対してメンテナンス又は工事を実施する必要がある場合
   （2） 乙が本サービスの運用の全部または一部を中止することが望ましいと判断した場合
3. 乙は、本条に基づき本サービスの提供を停止した場合に甲が被った損害について、何ら責任を負うものではありません。
4. 乙は、甲の管理する情報等が、本条第1項のいずれかに該当する場合は、甲に対し何らの通知なく、蓄積している情報を削除する場合があります。

第27条　（氏名等の変更）

甲は、その氏名、商号、または住所等に変更があったときは、速やかに乙が指定する方法によりその旨を乙に通知するものとします。

第28条　（データ等の責任）

1. 甲は、本サービスの実施にあたり、対象PCおよび対象機器に記録されたデータ等(以下、データ等といいます。)について、自己の責任と費用負担において自ら修復可能なようにバックアップ等適切な処置を講ずるものとします。
2. 乙が本サービスの実施にあたり甲のデータ等が、滅失、毀損、漏洩した場合といえども、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、乙はいかなる責任も負わないものとします。

第29条　（甲の協力）

1. 甲は、乙の本サービスの実施にあたり、乙より要請があった本サービスの実施に必要な情報、技術調査票兼導入準備シートの他、甲のネットワーク状況および対象機器の設置状況が把握できる資料等(以下、資料等と言います。)を用意し、これを乙に提示するものとします。

2. 甲は、前項により乙に提示した資料等に変更があった場合は、速やかに乙に通知するものとします。
3. 甲は、本サービスの実施に伴い乙が甲の事業所内に立ち入る必要がある場合、甲は、乙の立ち入りを許可すると共に本サービスの実施に必要となる適切な広さの作業場所および対象機器の保守に必要な部品等の保管場所を無償で乙に提供するものとします。この場合、乙は、当該事業所の定める安全衛生基準等の諸規則を遵守するものとします。
4. 甲は、本サービスの実施にあたり必要となる場合、甲の保有するコンピューター等の設備を無償で提供するものとします。この場合、乙は、当該設備の使用規則を遵守するものとします。
5. 甲は、乙の保守要員が対象機器の保守サービスの実施に必要であると判断した場合、乙による対象機器の停止、または甲の事業所外への持ち出しを認めるものとします。
6. 甲は、乙または関連会社等の従業員が本サービスの実施に必要であると判断した場合、乙による対象機器の停止、または甲の事業所外への持ち出しを認めるものとします。
7. 甲は、対象機器の設置場所の移動、取り外しをするときは、事前に乙に通知するものとし、乙は、甲の費用負担において対象機器の移動に乙または関連会社等の従業員を立ち会わせるものとします。
8. 甲は、乙が本サービスを実施する上で甲の事業所内で発生する電気代等の費用を負担するものとします。
9. 甲は、対象機器の設置場所の環境等について、対象機器メーカー指定の状態に維持および管理するとともに、当該メーカー所定の使用方法に従って対象機器を使用するものとします。
10. 甲は、乙が本サービスを提供するにあたり必要なネットワーク環境の情報、または対象機器に関する情報を乙に提供するものとします。
11. 甲は、ID 等を自己の責任において管理するものとします。
12. 甲は、ID 等を漏洩、使用上の誤り、第三者による不正使用等により乙または第三者に損害が生じた場合には、これによって生じた一切の責任を負うものとします。
13. 甲は、対象機器の設置場所の環境等について、対象機器メーカー指定の状態に維持および管理するとともに、当該メーカー所定の使用方法に従って対象機器を使用するものとします。

第30条　（甲による必要機器の準備）

1. 甲は、必要機器を別途自ら用意するものとします。ただし、本サービスの提供内容の一部として機器の提供がある場合は、この限りではありません。また、乙は甲に対して必要機器の種類等を指定することができるものとします。
2. 甲は、必要機器の設置または、機器への接続を自己の責任と費用負担により行うものとします。
3. 甲は、必要機器の購入およびその設置、接続および設定等を、別途有償にて乙に依頼することができるものとします。

第31条　（甲の責任）

甲は、対象機器および対象 PC の障害発生に備え、甲の費用負担において以下の各号に規定する内容を実施する責任を負うものとします。なお、乙は、以下の各号について何ら責任を負うものではありません。

（1） 対象 PC 上で作業するソフトウェアのバックアップ
（2） 前号のソフトウェアにおいて作成され、保存されたデータのバックアップ
（3） その他の記憶されたデータで、甲が必要であると判断したデータのバックアップ

第32条　（第三者の権利侵害）

本サービスの実施に関し、甲と第三者との間に当該第三者の権利侵害に関する紛争が生じた場合には、乙は一切の責任を取らないものとします。但し、乙の故意または重大な過失による場合は、この限りではないものとします。

第33条　（機密情報保持）

1. 本サービス契約に関連して、それぞれ相手方に開示される資料等、および研究、技術、開発、製品、事業活動、ノウハウ等に関する情報を含む書面で開示された一切の情報、または、口頭で開示された情報であって開示後遅延なく秘密である旨（開示から30日以内）を通知した情報をいいます。
2. 乙は、裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当該処分の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 甲は、本サービスの利用に関して、乙から提供を受けた情報を乙に無断で複製し、または第三者に開示してはならないものとします。
4. 本条の規定の他、個人情報の取扱いについては、別紙3「個人情報の取り扱いに関する規約」によるものとします。

第34条　（反社会的勢力との関係排除等）

1. 甲及び乙は、自己、自己の役員(名称の如何を問わず、経営及び事業に支配力を有する者をいいます。)若しくは業務従事者又は本サービス契約の媒介者が、次の各号の一つにも該当しないことを誓約します。
   （1） 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力(以下、これらを総称して反社会的勢力といいます。)であること
   （2） 反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、自己の事業活動に支配的な影響力を有すること
   （3） 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
   （4） 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に危害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
   （5） 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与していると認められる関係を有すること
   （6） 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲及び乙は、本サービス契約の履行が反社会的勢力の運営に資することがないこと、又はその活動を助長するおそれがないことを誓約します。
3. 甲及び乙は、次の各号に該当する事項を行わないものとします。
   （1） 反社会的勢力を利用し、又は反社会的勢力に対して資金、便宜の提供若しくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持つこと
   （2） 自ら若しくは業務従事者又は第三者を利用して以下の行為を行うこと
      （ア） 詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いるなどすること
      （イ） 事実に反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、又は関係団体若しくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること
      （ウ） 相手方の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をすること
      （エ） 相手方の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為をすること
4. 甲又は乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、本サービス契約を解除することができるものとします。この場合、甲又は乙は相手方に対して、その名目の如何を問わず、金員の支払その他経済的利益の提供の義務を負担しないものとします。

第35条　（損害賠償責任）

1. 甲は、乙の本サービス契約違反による損害を被った場合に限り、甲が損害を被った対象機器について支払った本サービスの利用料金相当額を上限として、現実に生じた通常の直接損害について賠償請求できるものとします。なお、甲が本条項により賠償請求できる期間は、当該損害の発生日から6ヶ月間に限られるものとします。
2. 前項に定める場合を除き、本サービスの提供、遅滞、変更、中止、停止、廃止、若しくは本サービスを通じて登録、提供されるデータ、データベース等の流出、若しくは損失等、又はその他本サービスに関連して発生した(天災地変、その他の不測の事故、甲の故意又は過失により発生した場合も含む。)甲又は第三者の損害、及び権利侵害について、乙は一切の責任は負わないものとします。但し、乙の故意又は重大な過失による場合は、この限りではないものとします。
3. 甲が本サービス契約に違反、不正行為、または甲の責めに帰すべき事由により、乙または第三者に損害を与える事態となった場合、乙は、甲に対し損害賠償を請求できるものとします。
4. 乙は、甲の本サービスの利用に関連して、甲の業務に生じた業務中断、遅延、機会損失、甲と第三者との間で発生した紛争、または損害賠償請求については、一切その責任を負わないものとします。

第36条　（権利義務の譲渡等）

甲は、本サービス契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならないものとします。但し、乙の書面による事前の承諾を得た場合はこの限りではありません。

第37条　（準拠法）

本サービス契約の成立、効力、解釈および権利の得喪についての準拠法は、日本国法とします。

第38条　（協 議）

甲および乙は、本サービス契約に定めのない事項または解釈上の疑義については必要に応じ協議して定めるものとします。

第39条　　（管轄裁判所）

甲は、本サービス契約に付随して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

別紙1 サービスに関する規約

1. 対象機器および対象サービス

（1） 対象機器

対象機器	商品名	備考
Cloud Edge 50 G3	サイバーセキュリティパック専用 UTM 本体	

（2） 対象サービス

RICOH サイバーセキュリティパック UTMサービス		
5年一括	スタンダードプラン	サイバーセキュリティパック専用UTM 本体
		導入サービス
		保守サービス
		運用サービス

2. サービス仕様

（1)UTM 導入･保守･運用サービス 5 年

表 1　　導入･保守･運用サービス 仕様

分類	項目	仕様	備考
導入サービス	技術調査票 兼 導入準備シート作成	甲にヒアリングし導入準備シートを作成します。	作成した導入準備シートを甲にご確認いただき、記名押印を頂きます。
	開梱作業	対象機器の開梱作業を実施します。	
	設定	ベースコンフィグの流し込みを実施します。 導入準備シートに基づき設定作業を実施します。	ベースコンフィグは乙が作成した規定のものを使用します。 甲による設定はできません。
	設置、結線	モデム･ONU･電源ケーブル･LAN ケーブルなどの接続を実施します。	
	動作確認	動作確認を実施します。	
	操作説明	対象機器の操作説明を実施します。	
	作業完了報告	作業完了報告書及び導入準備シートを元に、作業完了報告を実施します。	作業完了報告を甲にご確認頂き、記名押印を頂きます。
保守サービス	コール受付	対象機器のハードウェア障害に関する問合せ、および保守対応依頼を電話にて受付します。	対応時間：月～金　9:00～17:00（但し、土日祝日および年末年始の乙の指定日を除く）
	障害切り分け（電話/オンサイト）	一次的には電話、二次的に保守要員を訪問させることで、対象機器に発生した障害の切り分けを実施します。	対象機器に障害がないことが判明した場合、対応を終了します。
	ハードウェア交換	保守要員を訪問させ、対象機器と保守用部材との交換を実施します。	
	コンフィグ投入	クラウド上に保存されたコンフィグ設定を反映します。	
	作業完了報告	保守レポートにより作業完了報告を実施します。	保守レポートを甲にご確認いただき、記名押印を頂きます。
	特記事項	･保守サービス開始日は導入作業の完了日となります。 ･ソフトウェア、又は、ファームウェアのバージョンアップ作業は本サービスに含まれません。 ･機器に異常が生じた際にメール通知する場合があります。通知内容へのご対応はお客様にて実施をお願いします。	乙が必要と判断した場合、リモートで甲の対象機器に対して設定変更(ファームウェアアップデートを含む)を行う場合があります。

分類	項目	仕様	備考
運用サービス	コール受付	乙は甲からの以下内容について受付します。 1. 対象機器に関するお問合わせ 2. 本サービス仕様に関するお問合わせ	回答納期は乙が指定します。 対応時間：月～金　9:00～17:00（但し、土日祝日および年末年始の乙の指定日を除く）
	設定変更	Webフィルタ制限対象カテゴリは、依頼いただいた内容にて設定変更をリモートで行います。 ※設定変更は乙が定める項目および内容に限ります。お客様にて設定変更が行われた部分についてはサポート対象外となります。	Web ページより依頼いただき、設定完了時にメールにてご連絡します。
	月次レポート提供	対象機器のログ内容をまとめた概要レポートを閲覧可能な URL(※)を毎月１回、甲にメールで送付します。 ※ログインが必要です。 [レポート掲載内容 例] ・分析結果の概況 ・代表的な脅威の記録 ・ネットワークの使用状況	
	注意事項	・設定変更サービスは、乙がリモートで甲の対象機器に対して設定変更を行いますが、本サービス提供に必要となるアカウントは、乙が甲の運用支援を行うための専用アカウントとなるため、甲へアカウント情報を開示することはできません。 ・月次レポートでご提供するレポート・メールに記載された内容で全てのセキュリティリスクを排除できるものではありません。 ・検知されたセキュリティリスクを調査するにあたり専門の調査会社に依頼する場合を除き、月次レポートに記載された内容を第三者に開示することを固く禁止します。 ・本サービスでは甲の機器シリアル番号から機器判別をしており、機器交換後に新しいシリアル番号が乙のシステム側に登録されるまでの間は乙のシステム側でログ情報を取得できません。したがって、その間は月次レポートサービスの対象外となります。 ・乙のシステム環境にログを送信することが可能な環境での利用が必要となります。甲の環境によっては対象機器の上位のファイアウォールなどの対象機器以外の周辺機器の設定が必要となります。ただし、甲の拠点における機器設定などの役務提供およびお問合せは、本サービスの対象外です。	

3. 注意事項

＜LAN 環境の IP アドレス設定＞

- ✓ 甲の LAN 環境にてグローバル IP アドレスが設定されている場合、アンチスパムの機能でメールが送信できなくなる場合があるため、以下の制約が発生します。
  - ➢ 新規ネットワークを構成し導入する場合：甲の LAN ネットワーク環境の IP アドレスはプライベート IP アドレスを設定する必要があります。
  - ➢ 既存ネットワークに導入する場合：プライベート IP アドレスに指定されているクラス A～C の IP アドレスへの変更を実施する必要があります。

別紙2 個人情報の取り扱いに関する規約

以下WEBサイトにてご確認ください。

リコーホームページ＞個人情報保護について
https://jp.ricoh.com/privacy/index_2.html